

くらしに役立つ 消費者情報

近年、高齢者を狙った架空請求や悪質商法による消費者トラブルが増加しております。お気軽に阿南市消費生活センターにお尋ねください。

相談急増 ハガキによる架空請求

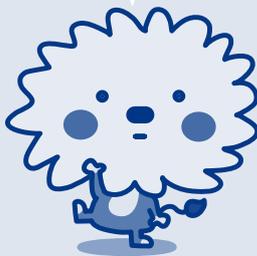
事例

「総合消費料金に関する**訴訟最終告知**」という**ハガキ**が届いた。**訴訟**や**差し押さえ**などと書かれており、**怖くなってハガキ**に書いてあった電話番号に**連絡**したところ、「あなたは買った物の**代金を支払っていないため、企業から訴えられている**。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、**示談金**として**10万円**をコンビニで支払うように」と言われた。**全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。**(60歳代 女性)



架空請求は無視!

ひとこと助言



阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をすればお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

「お試し」「1回だけ」のつもりが定期購入だった!?

事例

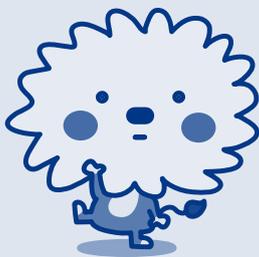
スマートフォンで筋肉増強の**サプリメント**が約**500円**で購入できるという**広告**を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び**同じ商品が届き**、今度は**6千円以上**になるとの**請求書**が入っていた。事業者に電話したところ、**4回購入が条件の定期購入**だと言われた。**画面の下**の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は**気付かなかった**。

(60歳代 男性)



ひとつと助言

契約条件を確認しよう



阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

- ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入出来ると思って申し込んだが、実際には数カ月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。
- 定期購入の契約条件によっては途中で解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話が繋がらなかったりする場合も多くあります。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

本文イラスト：独立行政法人国民生活センター

訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

事例

「**不用品があれば買い取る**」と女性が訪問してきた。**突然**だったので、すぐには用意できないことを伝えると、**1時間後**に今度は**男性**が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた**宝飾品**があれば**出してほしい**」と言われ、指輪等を含めて**2万5千円**で買い取ってもらった。その後、**形見の指輪**を渡したことを**後悔**し、また**買い取り価格が安すぎる**と思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品**は別の業者に渡してしまった**」と言われた。

(60歳代 女性)



ひとつこと助言

クーリング・オフ
できるよ



阿南市
イメージアップキャラクター
「あななん」

- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めすることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

本文イラスト：独立行政法人国民生活センター

困ったな!おかしいな!と思ったらすぐ相談!

阿南市では、平成 22 年 4 月に「阿南市消費生活センター」を
J R 阿南駅前・社会福祉会館 3 F に開設し、市民の皆様方から商品
やサービスなど消費生活全般に関する相談を受けると共に、自立し
た賢い消費者の育成のため、消費者行政の充実・強化に努めてきま
した。

また、平成 28 年 9 月 1 日に策定された南阿波定住自立圏共生ビ
ジョンの中で、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野の中
で具体的な取り組みとして、近年高齢者をターゲットにした振り込
め詐欺や悪質商法などで被害に遭うケースが急増していることから、
このような巧妙な手口に対して、圏域住民が知識を備えたり、被害
を最小限に抑止できるよう、阿南市が設置している消費生活セン
ターを圏域全体で活用し、安心して消費活動ができるよう今後も引
き続き努めていきたいと考えております。

南阿波定住自立圏共生ビジョン連携行政 阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町

お気軽にお電話ください

阿南市消費生活センター

阿南市富岡町今福寺 40 番地 17 (JR 阿南駅前・社会福祉会館 3 F)

☎ 24-3251

相談時間:月~金曜日 9:30~16:30
休館日:土・日・祝日・年末年始